

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 0 6 号
発行日 令和 3 年 4 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定
(選挙管理委員会)・・・1
- 綾部市職員定数条例の一部改正
(職員課)・・・3
- 綾部市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
(職員課)・・・4
- 綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・5
- 綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・6
- 綾部市介護保険条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・7
- 綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・9
- 綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・22
- 綾部市指定居宅介護支援等の

事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・28

- 綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・32

- 綾部市工場設置奨励条例の一部改正
(商工労政課)・・・35
- 綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・36

○規 則

- 綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部改正
(定住・地域政策課)・・・42
- 綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正
(職員課)・・・43
- 綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部改正
(商工労政課)・・・44
- 綾部市火災予防条例施行規則の一部改正
(消防本部・予防課)・・・46
- 綾部市危険物規制規則の一部改正
(消防本部・予防課)・・・47
- 綾部市事務分掌規則の一部改正
(職員課)・・・48
- 綾部市職員職名規則の一部改正
(職員課)・・・52

・綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部改正 (職員課)・・・53	治会) (市民協働課)・・・78
・綾部市会計規則の一部改正 (会計課)・・・54	・地縁団体認可告示(石橋自治会) (市民協働課)・・・79
・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正 (税務課)・・・55	・綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・80
・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (市民・国保課)・・・63	・綾部市地域公共交通会議設置要綱の一部改正 (市民協働課)・・・81
・綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部改正 (高齢者支援課)・・・69	・綾部市公共交通空白地有償運送事業費補助金交付要綱の一部改正 (市民協働課)・・・82
・綾部市公営企業の主要職員を定める規則の一部改正 (上水道課)・・・70	・綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正 (市民・国保課)・・・83
・地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (上水道課)・・・71	・令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (税務課)・・・84
・綾部市消防本部規則の一部改正 (消防本部管理課)・・・72	・予算公表3月(その2) (財政課)・・・85
・綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (消防本部管理課)・・・73	・綾部市基幹相談支援センター事業実施要綱 (障害者支援課)・・・86
○告示	・綾部市高齢者等へのPCR検査等事業実施要綱 (高齢者支援課)・・・88
・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課)・・・74	・綾部市産婦健康診査実施要綱 (保健推進課)・・・94
・綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正 (社会福祉課)・・・75	・綾部市予防接種費用助成金交付要綱 (保健推進課)・・・96
・地縁団体変更告示(下原町自治会)	・綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱 (商工労政課)・・・102
	・綾部市ものづくり企業振興補

助金交付要綱 (商工労政課)・・・109	の一部改正 (農林課)・・・143
・綾部市特定空家等除却費補助 金交付要綱 (建築課)・・・115	・綾部市木造住宅耐震改修等事 業費補助金交付要綱の一部改 正 (建築課)・・・144
・綾部市都市計画マスタープラ ン検討委員会設置要綱 (都市計画課)・・・122	・綾部市合併処理浄化槽補助金 交付要綱の一部改正 (下水道課)・・・145
・綾部市防災ラジオの貸与に関 する要綱 (防災・危機管理課)・・・124	・市道路線認定告示 (建設課)・・・152
・綾部市産後ケア事業実施要綱 の一部改正 (保健推進課)・・・133	・市道路線区域決定告示 (建設課)・・・153
・綾部市妊婦健康診査要綱の一 部改正 (保健推進課)・・・135	・市道供用開始告示 (建設課)・・・154
・綾部市妊婦健康診査費助成金 交付要綱の一部改正 (保健推進課)・・・137	・令和3年固定資産の価格等の 登録 (税務課)・・・155
・綾部市介護予防・日常生活支 援総合事業における指定第1 号事業の人員、設備及び運営 並びに指定第1号事業に係る 介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定め る要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・138	・綾部市指名競争入札における 業者の指名停止等措置要綱の 一部改正 (監理課)・・・156
・綾部市介護予防・日常生活支 援総合事業実施要綱の一部改 正 (高齢者支援課)・・・139	・市道区域変更告示 (建設課)・・・159
・綾部市ものづくり企業特別応 援補助金交付要綱の一部改正 (商工労政課)・・・141	・市道供用開始告示 (建設課)・・・161
・綾部市中小企業生産設備リー ス導入支援助成金交付要綱の 一部改正 (商工労政課)・・・142	・綾部市指定地域密着型サービ ス事業所等の指定等に関する 要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・162
・農林漁業振興補助金交付要綱	・綾部市介護予防・日常生活支 援総合事業における指定事業 者の指定に関する要綱の一部 改正 (高齢者支援課)・・・163
	・令和3年度一般廃棄物処理計 画 (環境保全課)・・・164
	・綾部市家庭向け自立型再生可 能エネルギー導入費補助金交

付要綱の一部改正 (環境保全課)・・・177	・指定代理納付に関する告示 (企画政策課)・・・189
・綾部市空き家活用定住促進事業費補助金交付要綱の一部改正 (定住・地域政策課)・・・178	・ふるさと納税収納代行事務委託に関する告示 (企画政策課)・・・190
・綾部市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正 (こども支援課)・・・179	○訓令甲
・収納事務委託に関する告示 (社会福祉課)・・・180	・綾部市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正 (障害者支援課)・・・191
・地縁団体変更告示(小畑町区) (市民協働課)・・・181	・綾部市決裁規程の一部改正 (職員課)・・・192
・犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・182	・綾部市文書取扱規程の一部改正 (総務課)・・・194
・綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・183	・綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部改正 (人権推進課)・・・195
・市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務委託に関する告示 (税務課)・・・184	・綾部市環境対策推進会議規程の一部改正 (環境保全課)・・・196
・し尿くみ取り券うりさばき業務委託に関する告示 (環境保全課)・・・186	○公 告
・綾部市障害者就労施設等支給付金交付要綱の廃止 (障害者支援課)・・・187	・公示送達 (市民・国保課)・・・197
・綾部市林業振興地域育成対策協議会設置要綱の廃止 (農林課)・・・188	・浄化槽処理促進区域の縦覧について (下水道課)・・・198
	・市有財産の随意契約による売り払いについて (商工労政課)・・・199
	・農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・213
	・所有者の判明しない動物の抑留について (保健推進課)・・・214
	・森林法に基づく綾部市森林整備計画の縦覧について (農政課)・・・215
	・綾部市農業振興地域整備計画

の変更について (農林課) . . . 216	の選挙における選挙運動用自 動車の使用及びポスターの作 成の公営に関する規程の一部 改正	
・成人用肺炎球菌予防接種の実 施 (保健推進課) . . . 218		. . . 234
・定期予防接種の実施 (保健推進課) . . . 219	○公平委員会規則	
○上下水道事業管理規程	・管理職員等の範囲を定める規 則の一部改正	. . . 250
・綾部市上下水道部事務分掌規 程の一部改正 (上水道課) . . . 220	○十倉財産区告示	
・綾部市上下水道部職員職名規 程の一部改正 (上水道課) . . . 221	・綾部市十倉財産区議会招集告 示	. . . 251
・綾部市企業職員給与規程の一 部改正 (上水道課) . . . 222		
○消防長訓令甲		
・綾部市消防本部避難行動要 支援者情報取扱規程 . . . 223		
・綾部市消防署組織規程の一部 改正 . . . 229		
○議会規則		
・綾部市議会会議規則の一部改 正 . . . 230		
○議会規程		
・綾部市議会事務局規程の一部改正 . . . 231		
○教育委員会規則		
・綾部市教育委員会事務局組織 規則の一部改正 . . . 232		
○教育委員会告示		
・令和2年度第14回綾部市教 育委員会会議の招集告示 . . . 233		
○選挙管理委員会告示		
・綾部市議会議員及び綾部市長		

条 例

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第1号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第1項の規定に基づき、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における同条第1項第6号の選挙運動用ビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第2条 綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、綾部市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第4条 綾部市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

条 例

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、第4条の支払の請求の手續その他第2条の規定の適用に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

条 例

綾部市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 号

綾部市職員定数条例の一部を改正する条例

綾部市職員定数条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「2 6 0 人」を「2 6 6 人」に改め、同条第 5 号中「6 0 人」を「5 0 人」に改め、同条第 8 号中「6 1 人」を「6 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 号

綾部市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「於て」を「おいて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第4号

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年綾部市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

救急手当	1回	300円以内	消防本部に勤務する職員で、救急活動に従事したもの
------	----	--------	--------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条 例

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第5号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第8項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第12条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第8項から第13項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和3年2月13日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

条 例

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第6号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成12年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）

条 例

- この条例による改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第7号

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「	第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）	を
」		」
「	第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）	に
」	第10章 雑則（第203条）	」

改める。

第3条第5項中「責任者を設置すること等」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第47条第4項第1号及び第151条第12項」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に改め、同項第6号中「第64条第1項」を「第47条第4項第6号、第64条第1項」に改め、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「第5章」を「第47条第4項第8号及び第5章」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の

活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従事者に」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、」を「オペレーションセンターサービスについては、」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に改め、同条中「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、「第19条」の次に「、第32条

の２第２項」を加え、「第３３条及び第３４条」を「第３３条第１項並びに第３項第１号及び第３号、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号」に改める。

第５９条の１２中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(１０) 虐待の防止のための措置に関する事項

第５９条の１３第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、すべての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５９条の１３に次の１項を加える。

４ 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５９条の１６第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(１) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(２) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(３) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第５９条の１７第１項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第５９条の２０中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条まで」の次に「、第４０条の２」を、「規程」と、「」の次に「同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第５９条の２０の３前段中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、同条中「第３８条まで」の次に「、第４０条の２」を加え、「第３４条に」を「第３４条第１項に」に、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」に、「及び第５９条の１３第３項」を「、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号」に改める。

第５９条の３４中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

(９) 虐待の防止のための措置に関する事項

第５９条の３６第１項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「場合において」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「施設の利用者」を「施設(第66条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者」に改める。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護

条 例

保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共

同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、すべての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、すべての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入

居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生^{くう}の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生^{くう}の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は

条 例

優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、同条後段中「第59条の13」の次に「第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

条 例

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条第5項及び第40条の2（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、第31条、第55条、第59条の12（第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条の2（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条第3項（第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、第171条第2項第3号（第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第59条の13第3項（第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、改正後の第180条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介

護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 2 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

（栄養管理、口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第163条の2（第189条において準用する場合を含む。）及び第163条の3（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 第8条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の第175条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。